

# 運 営 規 程

指定小規模多機能型居宅介護事業所（よかひより）

令和6年4月1日

## 第1章 事業の目的と運営の方針

### （事業の目的）

第1条 この規定は社会福祉法人和創会が設置経営する指定地域密着型サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護事業よかひより（以下、「事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という）が、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という）に対し、適正なサービスを提供することで、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことを目的とする。

### （基本方針）

第2条 要介護者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者の日々の暮らしの支援を行い、また要介護者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### （運営方針）

第3条 事業者は、介護保険法の主旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通い、訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援する。

事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携のもとに総合的なサービスを提供する。

### （事業所の名称および所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 小規模多機能型居宅介護 よかひより
- 2 所在地 熊本市南区富合町廻江599番地1

## 第2章 従業者の職種・員数および職務の内容

(従業者の職種、員数および職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種および職員定員は次のとおりとする。

- |             |          |  |
|-------------|----------|--|
| 1 管理者       | 1人(常勤)   | 管理者は、事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理、介護計画の交付を行う。 |
| 2 看護師又は准看護師 | 1人以上(常勤) | 看護師は、利用者の保健衛生管理および看護業務を行う。                   |
| 3 介護支援専門員   | 1人(常勤)   | 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画および小規模多機能型居宅介護計画の作成を行う。 |
| 4 介護職員      | 10人以上    | 介護職員は、利用者の健康状態に注意するとともに、日常生活全般にわたる介護業務を行う。   |

## 第3章 営業日および営業時間と定員

(営業日および営業時間)

第6条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日は365日とする。
- 2 営業時間は24時間とする。  
(通いサービス) 7時30分～19時30分  
(宿泊サービス) 19時30分～7時30分  
(訪問サービス) 24時間

※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問および宿泊サービスを提供する。

(登録定員等)

第7条 小規模多機能型居宅介護の登録定員数は、29名、通いサービスの利用定員は18名、宿泊サービスの利用定員は9名とする。

## 第4章 設備および備品等

### (宿泊室)

第8条 事業者は、利用者の居室を全室個室とし、宿泊に必要な寝具・備品を備えるものとする。

### (食堂)

第9条 事業者は、利用者が利用できる食堂を設け、利用者が使用しやすいテーブル・いす・箸や食器類等の備品類を備えるものとする。

### (浴室)

第10条 事業者は、浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けるものとする。

### (設備および備品等)

第11条 事業者は、台所、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備その他、小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備および備品を備えるものとする。

## 第5章 同意と契約

### (内容および手続きの説明および同意および契約)

第12条 事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、**事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等サービスを選択するために必要な重要事項**を記した文書を交付し説明を行い、同意を得たうえで契約書を締結する。

### (受給資格等の確認)

第13条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することができる。

## 第6章 サービスの提供

### (居宅サービス計画の作成)

第14条 事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(小規模多機能型居宅介護の内容)

第15条 小規模多機能型居宅介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように介護サービスを提供し、必要な支援を行う。

- 2 食事や清掃、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能なかぎり共同で行うことによって、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境のなかで日常生活が送れるように配慮する。職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第16条 事業所の管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 小規模多機能型居宅介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という）は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス、または宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。
- 4 計画作成介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 5 計画作成介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、小規模多機能型居宅介護計画の実施状況を把握する。

(サービスの取扱方針)

第17条 事業者は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、または向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族

に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、小規模多機能型居宅介護計画および提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

#### (社会生活上の便宜の供与等)

- 第18条 事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努める。
- 2 事業者は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者またはその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
  - 3 事業者は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努める。

#### (通常の事業実施地域)

- 第19条 通常の事業実施地域は、熊本市とする。

#### (利用料およびその他の費用)

- 第20条 小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。
- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
  - 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
  - 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
    - ア 通常の事業の実施地域以外の地域に居宅する利用者に対し行う送迎に要する費用  
(1km 37円)
    - イ 通常の事業の実施地域以外の地域に居宅において訪問サービスを提供する場合に要

する交通費 (1 km 37円)

ウ 食事の提供に要する費用 (朝350円 昼600円 (おやつ代含む) タ600円)

エ おむつ代 (紙おむつ150円 紙パンツ150円 尿取りパット50円)

オ 洗濯代 月4,400円 (税込み) ※業者委託

カ その他、小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。

5 サービスの提供に当たって、利用者またはその家族に対して、サービスの内容および費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得て月締めで徴収する。

#### (利用料の変更等)

第21条 事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

#### (短期利用居宅介護)

第22条 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定小規模多機能型居宅介護 (以下「短期利用居宅介護」という。) を提供する。

2 短期利用居宅介護は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。

#### (算定式)

当該事業所の宿泊室の数 × (当該事業所の登録定員 - 当該事業所の登録者の数) ÷ 当該事業所の登録定員 (小数点第一位以下四捨五入)

3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内 (利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内) の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

## 第7章 虐待の防止のための措置

### (虐待防止に関する事項)

- 第1条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を設備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 第8章 留意事項

### (喫煙)

- 第22条 喫煙は、事業所内や事業所敷地は禁煙とする。

### (飲酒)

- 第23条 飲酒は、事業所内の所定の場所および時間に限り、それ以外の場所および時間は居室内を含み禁酒とする。

### (衛生保持)

- 第24条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力するものとする。

### (禁止行為)

- 第25条 利用者は、事業所で次の行為をしてはいけない。
- ア 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
  - イ けんか、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
  - ウ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

- エ 指定した場所以外で火気を用いること。
- オ 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第26条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

- ア 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- イ 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

## 第9章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)

第27条 事業者および従業者は、介護保険関係法令および諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。業務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- ア 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- イ 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- ウ お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(衛生管理)

第28条 事業所の看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(従業者の質の確保)

第29条 事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

(個人情報の保護)

第30条 事業者および従業者は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正等な理由なく、業務上知り得た、利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者およびその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表する。

## 第10章 緊急時、非常時の対応

### (緊急時の対応)

第31条 事業者は、利用者の病状の変化が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定められた協力医療機関および各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負うものとする。

### (事故発生時の対応)

第32条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村および利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止策に努めその対応について協議する。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業者および従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこのかぎりではない。

### (非常災害対策)

第33条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災および避難に関する計画を作成し、利用者および従業員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

## 第11章 その他

### (地域との連携)

第34条 事業所の運営に当たっては、地域住民または住民の活動との連携や協力を行う等、地域との交流に努める。

### (勤務体制等)

第35条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定める。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業員によって行う。ただし、利用者の処

遇の直接影響を及ぼさない業務については、このかぎりではない。

- 3 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

(記録の整備)

第36条 事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸連絡を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(苦情処理)

第37条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任する等、必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、熊本県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、熊本県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(掲示)

第38条 事業所内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力病院等)

第39条 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力病院を定める。

(その他)

第40条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規定は平成20年4月1日から施行する。

この規定は平成22年9月1日から実施する。

この規定は平成25年8月1日から実施する。

この規定は平成26年4月1日から実施する。

この規定は平成27年4月1日から実施する。

この規定は令和3年1月5日から実施する。

この規定は令和6年4月1日から実施する。

# 運営規程

小規模多機能型居宅介護      よかひより